

- ・本件は、行政手続法第2条第8号に定める命令等には該当しないが、任意で意見を募集したもの
- ・提出された意見を踏まえ、改定後のガイドライン2（4）5）について、「①料金の支払いを要するものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合」と記載していた箇所を「①料金の支払いを要しないものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合」と修正し、また、「②料金の支払いを要しないものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合」と記載していた箇所を「②料金の支払いを要するものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合」と修正